

2020年3月24日

スタッフの皆様

社会福祉法人みなと舎
理事長 飯野雄彦

新型コロナウイルスの流行に対する法人としてのポリシー（具体的対応）

早春の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、「新型コロナウイルス」が世界的に広がっており、特に、高齢者や基礎疾患のある方が罹患すると重症化することが指摘されています。みなと舎を利用しているメンバーさんの多くが日常的に健康への配慮が必要な方が多く、罹患することによる重症化への可能性が高いのではと危惧しております。

そこで当法人では、利用するメンバーさんおよび勤務するスタッフに対して、下記の内容の「具体的対応」を行います。ご理解とご協力のほどよろしく申し上げます。

記

【みなと舎で勤務するスタッフの皆様へ】

《海外渡航歴がある方の場合》

- 1、「新型コロナウイルス」の世界的拡散に伴い、3月9日以降（海外滞在日を含む）海外からの帰国（渡航歴）のある方は、帰国日から2週間（14日間）は出勤を停止してください。（必ず出勤前に報告）
- 2、休み中は、毎日検温をしていただくとともに、「咳、倦怠感、37.5度以上の発熱等の症状」が4日以上続く場合は、保健所に連絡し「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し指示を行ってください。（PCR検査の実施）
- 3、上記「2、」で「陽性」であった場合は、出勤に際し医療機関より「出勤可能の診断書」を頂いてください。（出していないときは、事前に管理者にご相談ください）
- 4、出勤時は、休み中の体温などの体調等を管理者が伺いますので、その間の記録をお願いいたします。なお、体調に大きな課題が生じた場合は管理者に速やかに報告をしてください。（記録用紙は任意）

《同居者（ご家族含む）に海外渡航歴がある方がいた場合》

- ※ 《海外渡航歴がある方》1～4と同様の対応をお願いします。（同居者が2週間完全に別に生活し、接触がない場合は除く）
- ※ 出勤を停止する期間は、同居者（ご家族含む）の帰国日から2週間（14日間）となります。ただし、その間に「咳、倦怠感、37.5度以上の発熱等の症状」が4日以上続いた場合、同居者（ご家族含む）・ご本人とも保健所に連絡し「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し指示を行ってください。（PCR検査の実施）

※ 上記の状況について、体調に大きな課題が生じた場合は管理者に速やかに報告をしてください。

《その他》

- ・咳、鼻水、微熱、倦怠感などある際は無理せずに、十分な休養を取るようしてください。
- ・外出をされる際、公共交通機関や人込みへの外出は避けるか十分に注意をしてください。
- ・マスクの着用だけでなく手洗い、手指消毒を確実に実施してください。
- ・自宅で検温をして出勤してください。37.5度以上の場合は、施設（事業所）に連絡ください。
- ・今後海外に渡航する予定がある職員は、事前に管理者に「行先、日程、連絡先」についてお知らせください。

《新型コロナウイルスに関する「出勤の停止等について」》

1、新型コロナウイルスフローチャート（スタッフ用）参照

※「濃厚接触者の定義」

- ①世帯内接触者（*疑いを含む）と同居している。
- ②メンバーさんが発生した際の濃厚接触者とは
 - ・発症したメンバーさんに接触した者。
- ③患者の2メートル以内の距離でマスクや手指衛生なしで、会話や食事を行った。

※「疑いとは」

- ①37.5度以上の発熱を中心とする咳、倦怠感等の症状が4日以上持続する場合。
- ②14日以内に患者との濃厚接触があり、発熱や咳等の症状を認めている場合。
→疑いの場合は、医療機関にてウイルス検査の実施を相談する。

※「患者とは」

- ①新型コロナウイルス感染症と確定診断された人。

以 上

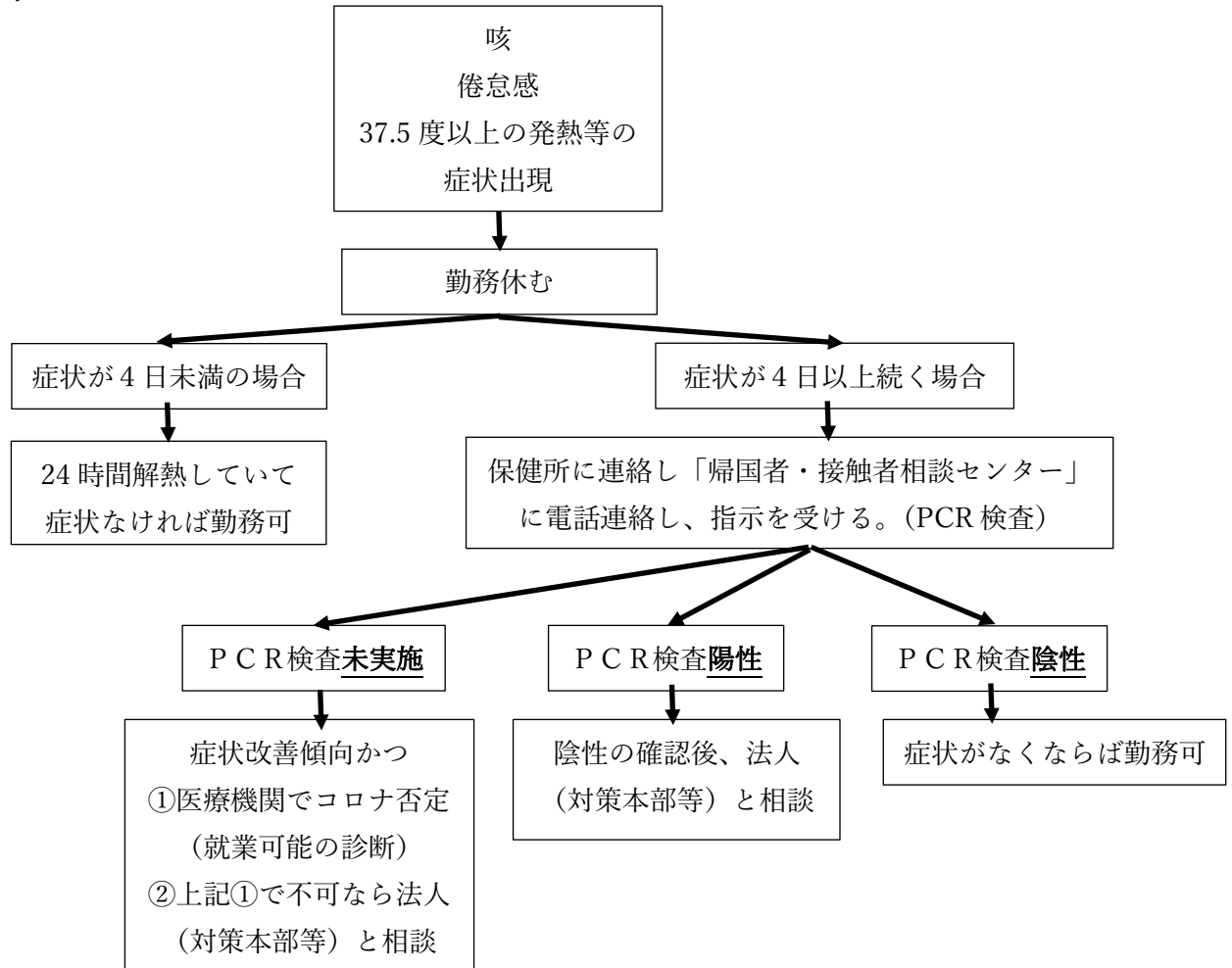
法人担当

総合施設長 ： 森下浩明

ライフゆう副施設長：水口浩一

新型コロナウイルス対応フローチャート（スタッフ用）

<Aパターン>



<Bパターン>

